

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和2年4月4日 11時36分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島 ^{かみ} 北西方沖 神島港北防波堤灯台から真方位282° 1.8海里付近 （概位 北緯34° 33.4′ 東経136° 56.5′）
インシデントの概要	プレジャーボートロンシャンは、漂流中、機関が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年4月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ロンシャン、0.9トン 240-24513愛知、個人所有 ディーゼル機関、2サイクル、出力47.80kW、回転数毎分3,500、4気筒、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せて漂流し、釣りを終えて水深約30mに入れた錨を揚錨機で揚収して移動しようとしたところ、機関が始動できなかったため、海上保安庁に通報し、来援した巡視艇に救助された。 船長は、ふだんよりも発停が多く、バッテリーの使用量が多かったため、機関を始動後に錨を揚収すべきであったと本インシデント後に思った。 船長は、本インシデント後、予備のバッテリーを搭載した。
分析	本船は、バッテリーの充電量が不足していたにもかかわらず、船長が、機関を停止した状態で揚錨機により錨を揚収していたことから、バッテリーが過放電し、機関が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、バッテリーの充電量が不足していたにもかかわらず、船長が、機関を停止した状態で揚錨機により錨を揚収していたため、バッテリーが過放電し、機関が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・発停等でバッテリーの使用量が多い場合には、機関を運転状態として機器類を使用すること。 |
|--|---|